

地域力創造グループの施策等について①

令和2年1月24日
地域力創造グループ
地域政策課

令和2年度 地域力創造グループ施策 予算案の概要

(億円)

1. 地域資源を活かした地域の雇用創出と消費拡大の推進 **9.4**

【主な経費】 地域経済循環創造事業交付金	9.0億円
- ローカル10,000プロジェクト	
- 分散型エネルギーインフラプロジェクト	
シェアリングエコノミー活用推進事業	0.4億円

2. 持続可能な地域づくりの担い手・組織や、地域を支える人材の確保・育成 **7.2**

【主な経費】 関係人口創出・拡大事業	2.4億円
ふるさとワーキングホリデー推進事業	0.4億円
サテライトオフィス・マッチング支援事業	0.1億円
地域おこし協力隊の推進に要する経費	1.5億円
「移住・交流情報ガーデン」の運営等に要する経費	0.9億円
都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業	0.3億円
JET地域国際化塾の開催に要する経費	0.1億円
地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費	0.1億円

(億円)

3. 定住自立圏構想の推進

0.1

【主な経費】 定住自立圏構想推進費

0.1億円

4. 過疎対策の推進

6.9

【主な経費】 過疎地域等自立活性化推進事業等

2.9億円

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

4.0億円

5. 地域情報化の推進

2.0

【主な経費】 地方公共団体における円滑な自治体クラウド導入のための検討

0.5億円

地方公共団体の情報セキュリティ対策の推進

1.0億円

オンライン利用の推進に資するデジタル手続による業務効率化の検討

0.3億円

など

合計 28.1

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 「ローカル10,000プロジェクト」の更なる展開を図るため、引き続き、国の重要施策と連動した事業の重点支援を行う。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業

対象経費は、
・ 施設整備費
・ 機械装置費
・ 備品費

- ・ 原則 1/2
- ・ 条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は 2/3, 3/4
- ・ 新規性・モデル性の極めて高い事業は 10/10

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己
資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円
※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も試験的に対象

これまでの実績 (377事業、308億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む)(H30年度末時点))

公費交付額 110億円、融資額 151億円、
自己資金等 46億円

重点支援

- ① 国等が開発・支援して実証段階にある新技術の活用
- ② 再犯防止等の推進
- ③ 農林水産物・食品の輸出促進

に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、国費10/10により支援

ローカル10,000プロジェクト 都道府県別交付決定事業数 (H30年度末時点)

		団体内訳							件数			
		道①	芦別市	江別市④	三笠市	網走市	石狩市	新冠町	都道府県	市町村	合計	採択団体
1	北海道	函館市	夕張市	仁木町	根室市	南幌町	中標津町	真狩村	1	23	24	20
2	青森県	青森市	中泊町	八戸市	五所川原市					4	4	4
3	岩手県	久慈市②	西和賀町③	岩手町	大船渡市②	軽米町	深浦町			10	10	6
4	宮城県	気仙沼市	登米市	蔵王町						3	3	3
5	秋田県	県⑥	大館市③	にかほ市	男鹿市	秋田市	羽後町	八郎潟町	6	8	14	7
6	山形県	金山町	最上町②	戸沢村②	尾花沢市②	小国町②	上山市	南陽市		14	14	10
7	福島県	喜多市②	会津若松市	白河市						4	4	3
8	茨城県	笠間市								1	1	1
9	栃木県	県②	茂木町						2	1	3	2
10	群馬県	桐生市	榛東村	下仁田町②						4	4	3
11	埼玉県	東松山市	秩父市②	三芳町						4	4	3
12	千葉県	大多喜町	御宿町							2	2	2
13	東京都	町田市								1	1	1
14	神奈川県	県①	小田原市②	座間市					1	3	4	3
15	新潟県	三条市	五泉市	津南町	長岡市④	阿賀野市②	佐渡市	見附市		11	11	7
16	富山県	魚津市	南砺市							2	2	2
17	石川県	輪島市②								2	2	1
18	福井県	県③	鯖江市	敦賀市	小浜市	坂井市	勝山市	美浜町	3	7	10	8
19	山梨県	南アルプス市	北杜市							2	2	2
20	長野県	県②	上田市	長和町	長野市	下條村	東御市		2	5	7	6
21	岐阜県	県①	山県市②	多治見市②	関市②	白川村	郡上市	下呂市	1	15	16	13
22	静岡県	静岡市	可児市	飛騨市	揖斐川町	各務原市	本巣市			1	1	1
23	愛知県	岡崎市②	美浜町	大治町	西尾市					5	5	4
24	三重県	鳥羽市	多気町②							3	3	2

		団体内訳								件数			
		県①	米原市	高島市	長浜市③	東近江市②	近江八幡市	彦根市②	都道府県	市町村	合計	採択団体	
25	滋賀県	県①	米原市	高島市	長浜市③	東近江市②	近江八幡市	彦根市②	1	15	16	12	
26	京都府	福知山市③	南丹市	京丹後市⑤	舞鶴市					10	10	4	
27	大阪府	大東市	能勢町							2	2	2	
28	兵庫県	県⑥	豊岡市⑬	養父市⑨	南あわじ市②	たつの市	宍粟市	多可町②	6	46	52	17	
29	奈良県	県④	宇陀市	斑鳩町②	明日香村②	三郷町②	安堵町	天理市②	4	11	15	8	
30	和歌山県	県①	有田市	太地町	湯浅町	日高川町			1	4	5	5	
31	鳥取県	若桜町	湯梨浜町							2	2	2	
32	島根県	出雲市②	益田市	江津市	海士町③	奥出雲町②	安来市	飯南町		12	12	8	
33	岡山県	倉敷市④	美作市	新見市	真庭市	矢掛町	吉備中央町	浅口市		10	10	7	
34	広島県	神石高原町	呉市②	尾道市						4	4	3	
35	山口県	萩市	下関市							2	2	2	
36	徳島県	県⑬	阿南市②	神山町	那賀町				13	4	17	4	
37	香川県	県①	土庄町	まんのう町	三豊市	高松市			1	4	5	5	
38	愛媛県	県①	今治市③	宇和島市③	松山市	西条市	新居浜市②		1	10	11	6	
39	高知県	高知市								1	1	1	
40	福岡県	北九州市②	築上町	行橋市	みやま市	糸島市				6	6	5	
41	佐賀県	江北町	佐賀市	鹿島市						3	3	3	
42	長崎県	杵岐市④	島原市②	対馬市	新上五島町	長崎市				9	9	5	
43	熊本県	県④	八代市②	玉名市	上天草市	菊池市	合志市②	相良村	4	13	17	12	
44	大分県	県①	宇佐市							1	1	2	
45	宮崎県	県⑤	小林市②	宮崎市						5	3	8	
46	鹿児島県	鹿屋市③	垂水市	湧水町	徳之島町	志布志市③	大崎町	指宿市		12	12	8	
47	沖縄県	南城市②	那覇市	本部町	うるま市					5	5	4	
	計								53	324	377	242	

ローカル10,000プロジェクトの活用事例①

(1) 遊休施設(古民家等の空き家、空き公用施設、廃校等)の有効活用

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
京都府舞鶴市 (平成30年度)	長らく活用されていなかった明治37年開業の老舗旅館を観光レストランへ改修。市内のまちなかへの誘導を図る観光拠点として、海軍レシピ(海軍割烹術参考書)を元に再現した当時の料理の提供や、海軍ゆかりの土産品の販売を行うことにより、地域経済の活性化を図っている。	32,000千円 (10/10事業)	80,000千円
兵庫県養父市 (平成30年度)	約10年前に廃校となった小学校施設を、市が「6次産業化支援センター」として整備。当該施設を活用して、民間事業者が地元の柿、栗、ブルーベリー等の農作物をジャム等に加工するための食品工場の機械装置を整備するため交付金を活用。新たな食品工場整備による地元雇用の創出と廃校利活用による地域コミュニティの賑わい創出を図っている。	25,000千円	25,000千円
佐賀県江北町 (平成24年度)	都内の菓子学校で学んだ後パン屋で働いていた出身者がUターンして、町内の空き店舗を改修しパン屋を開業する際の改修資金を交付金により支援。地域の契約農家や地元高校生の栽培する農産物を原材料とした手作りパンの販路を地域内で確保。	3,106千円	2,800千円

(2) 観光拠点・宿泊施設の整備

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
奈良県天理市 (平成28年度)	近隣に多くの観光資源があるにもかかわらず素通り型の観光が多く、域内消費が少ないという課題を解決するため、駅前広場に「食と旅の拠点施設」を整備し、地元農産品を中心とした飲食を提供するとともに、レンタサイクルなどの周遊手段や観光コンシェルジュの配置等による観光情報を一体的に提供。	30,000千円	60,000千円
福岡県北九州市 (平成27年度)	空港に近接した立地を活用し、空港利用前の立ち寄り拠点として市内の農産物を活用したスイーツを販売する店舗を建設。観光拠点としての集客機能のほか、地元産の農産物を使用することで、地産地消を促進するとともに、地元農業の活性化に寄与。	50,000千円	130,500千円
北海道網走市 (平成26年度)	網走港周辺の観光振興を図るため、オホーツクの地域資源と風土が育んだ食文化を体験できる新たな観光拠点として「網走番屋・オホーツクマルク」を整備。地域の魅力を発信する人材の創出や、東京農業大学と連携し、地域の資源と人材を活かした商品開発を行い地域活性化に寄与。	45,000千円	50,000千円
兵庫県豊岡市 (平成25～29年度)	①既存のバス案内所を外国人観光客向けの観光案内所に改修、②旧消防署を改修してインバウンド向けのカフェを併設した宿泊施設を整備、③古民家を改修してオーガニックレストランを開設するなど、本交付金を活用し複数の観光拠点を整備。これらの取組の結果、市の外国人宿泊客は5年で40倍となるなど効果が発現。	①29,000千円 ②25,000千円 ③25,000千円	①30,000千円 ②30,000千円 ③30,000千円

ローカル10,000プロジェクトの活用事例②

(3) 地元農林水産物を活用した6次産業化、新商品開発の促進

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岩手県大船渡市 (平成29年度)	津波復興拠点内に、地域の未利用・低利用資源を含む地域資源を活用した加工食品(椿の葉を活用した椿茶、生食以外のホタテや牡蠣、廃棄していたワカメの太茎等を活用した食品)や木工製品の製造・販売を行う加工工場を整備。一次生産者の所得向上へも寄与。また、工場見学・視察研修を受け入れることで交流人口の増加を担うとともに、軽作業、短時間の仕事をつくり、幅広い世代に対応した雇用の創出を図る。	25,000千円	25,000千円
岐阜県各務原市 (平成28年度)	市の野菜生産販売額の大多数を占める特産物である「にんじん」の農家数が年々減少しており、傷物品や規格外品などの大量廃棄への対応も必要であることから、地元の大学生と共同で和菓子スイーツを開発し、スイーツの販売拠点として新店舗を交付金により整備。	25,000千円 (10/10事業)	25,000千円
長崎県壱岐市 (平成26年度)	人口減少が著しく、後継者が不足する農業振興と市内での雇用を生み出すことが最大の課題であったことから、交付金を活用して、トマト等の地元農産物を安定的に供給するための農業用ハウスや加工場、地元農産物を使用した料理を提供するレストランを整備し、6次産業化による農業・観光振興を図る。本事業では7人の新規雇用を創出。	50,000千円	20,000千円

(4) 地酒や伝統工芸品等の再生・伝統技術の継承

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
秋田県大館市 (平成29年度)	交流人口の拡大と若者の就業環境を充実させるため、市内の空きビルをリノベーションして、地域の伝統工芸品を核とした観光交流拠点を整備する際の内装・設備経費に交付金を活用。伝統工芸品の歴史展示や制作体験に加え、起業を目指す若者のスタートアップカフェも併設。	18,000千円	18,000千円
京都府京丹後市 (平成26年度)	地域の伝統産業である織物の後継者不足が深刻。交付金を活用して新たな織物工場を整備し、次世代を担う職人を育成するなど地域における雇用増に取り組んでいる。また、従来の織物だけでなく、インバウンド向けのカバンや靴、装飾品などの新商品の製作も行い、伝統産業の活性化と技術の次世代への承継を図っている。	20,000千円	20,000千円

(5) バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
北海道夕張市 (平成26年度)	従前は不要な土砂として捨てられていた「ズリ(くず石)」を「調整炭」に再生するためのプラント設備に交付金を活用。再生した「調整炭」を火力発電所の燃料として再販売する事業を立ち上げることで、地域経済の活性化や地元の雇用創出の効果。	50,000千円	110,000千円
徳島県 (平成24年度)	ブランド地鶏の鶏糞からエコ肥料を製造するために鶏舎を改築するため交付金を活用。地元有機農産物の生産に従来は輸入飼料を使用していたが、エコ肥料に切り替えることで域内での資金循環にも寄与。	50,000千円	64,000千円

ローカル10,000プロジェクトの運用の実例（公益性評価の実施）

- ローカル10,000プロジェクトの申請にあたって、特定企業支援の場合には特に丁寧な説明が必要となることから、案件組成に要する期間が長期化することが課題。
- 交付金事業の公益性評価のため、有識者等による審査体制を整備している事例もある。

兵庫県丹波市

○丹波市地域経済循環創造事業審査会設置規程（抄）

（設置）

第1条 丹波市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、当該補助金交付申請の事前審査を行うため、丹波市地域経済循環創造事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱第4条に定めるもののほか当該交付金の申請内容等について必要な事項を審査する。

（組織）

第3条 審査会の委員は、次に掲げる職員をもって組織する。

- （1）副市長
- （2）産業経済部長
- （3）事前審査の対象となる事業に関連する事務事業を所管する部長及び課長

2 会長は、副市長をもって充てる。

（会議）

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会議の座長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席をさせ、意見を聴取し、若しくは必要な資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

高知県

○高知県地域経済循環創造事業費補助金審査会設置要綱（抄）

（設置）

第1条 高知県地域経済循環創造事業費補助金交付要綱の規定に基づき、当該補助事業の適切かつ円滑な執行を図るため、専門的知識を有する者で構成する事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、次の事項について専門的な見地から審査し、必要な意見を添えて知事に提出する。

- （1）補助申請案件の適格性
- （2）前号以外で補助事業の審査に関して必要な事項

（構成）

第3条 審査会は、事業採択の申請事業に応じて財務や経営等、各専門分野から事業審査アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）によって構成する。

（アドバイザーの役割）

第4条 アドバイザーは、申請事業の所管課が定める審査要領に基づき申請事業内容を審査し、指導及び助言を行う。

2 アドバイザーは、必要がある場合、前項で審査した事業について聞き取り又は事業実施場所への訪問により、フォローアップのための助言を行う。

（審査会）

第7条 審査会は、事業採択の申請があれば、適宜開催する。

（排斥）

第9条 補助申請案件に直接の利害関係を有するアドバイザーは、当該補助申請案件の審査に加わることができない。

分散型エネルギーインフラプロジェクト

R2予算案
地域経済循環創造事業交付金 9.0億円の内数

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する分散型エネルギーインフラプロジェクトを展開

<補助対象> 地方公共団体が定める地域の特性を活かしたエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定費用

<補助対象額> 2,000万円(上限。ただし、他の地方公共団体と共同実施する場合は原則4,000万円)

<補助率> 原則1/2。財政力指数0.5未満市町村は 2/3、財政力指数0.25未満市町村は 3/4

新規性、モデル性の極めて高い事業計画は 10/10

令和元年度は8団体が計画策定中

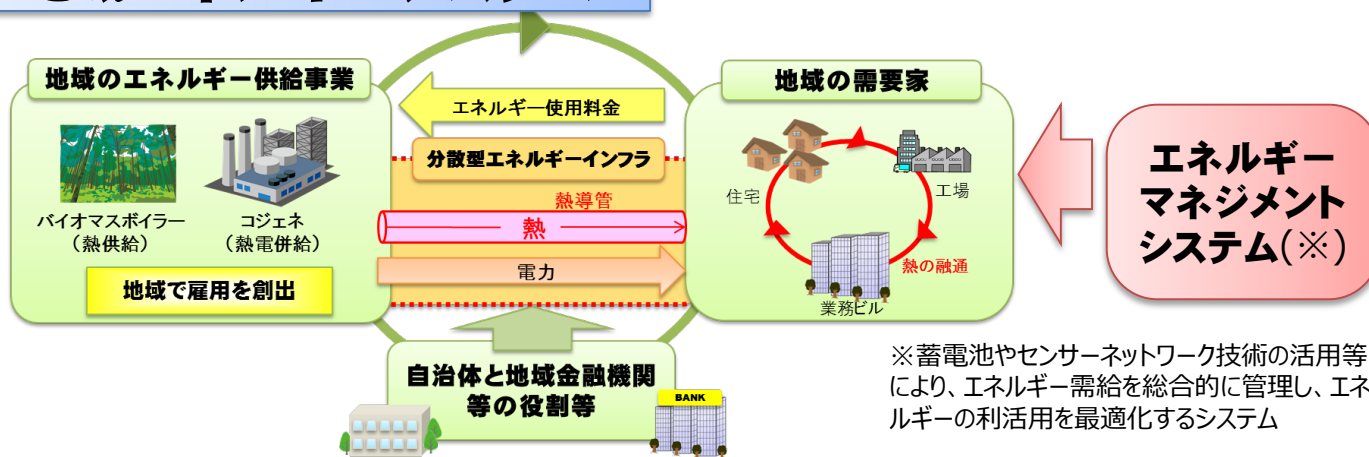
※平成26~28年度は委託事業として実施

これまでの
取組

平成26年度に14団体、27年度に14団体、28年度に11団体※、29年度に4団体、30年度に3団体計46の団体がプランを策定

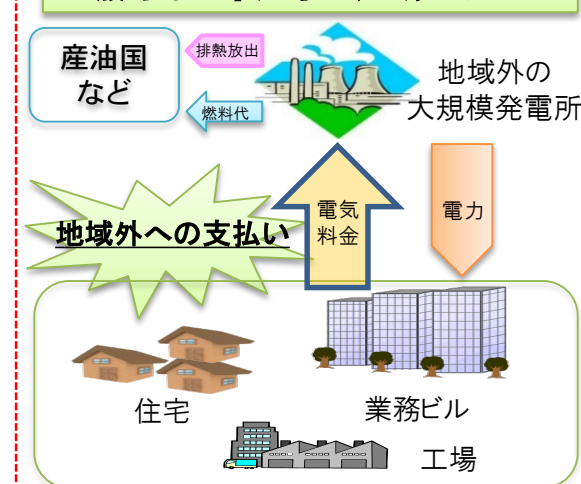
○マスタープランの策定段階から事業化まで、総務省に窓口を設け、関係省庁タスクフォース(農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)と連携して徹底したアドバイス等を実施

地域エネルギーシステム



※蓄電池やセンサーネットワーク技術の活用等により、エネルギー需給を総合的に管理し、エネルギーの利活用を最適化するシステム

一般的なエネルギーシステム



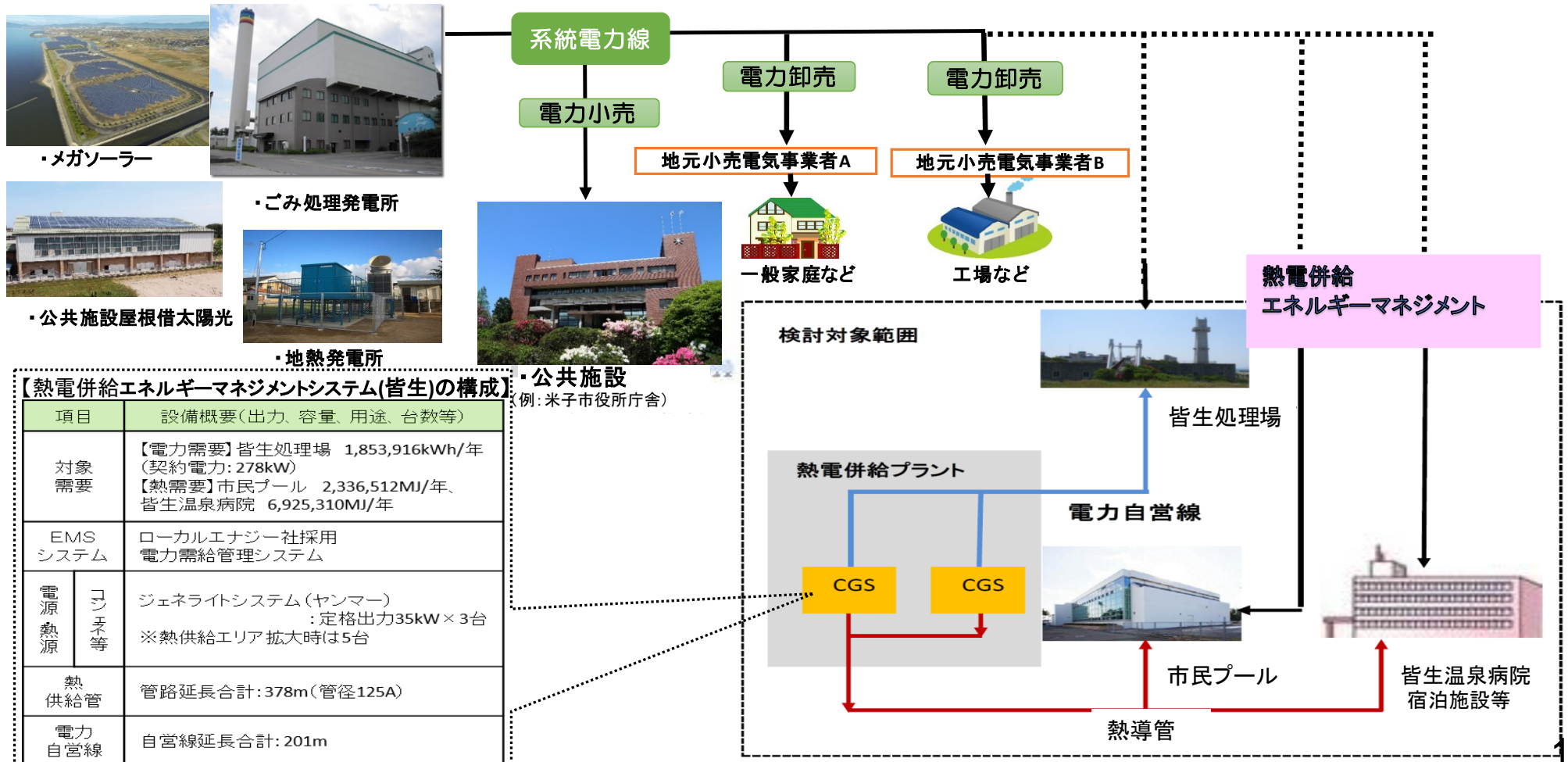
プロジェクト実施エリア 鳥取県米子市

～皆生温泉地区熱電併給エネルギーの地産地消～

平成26年度
プラン策定

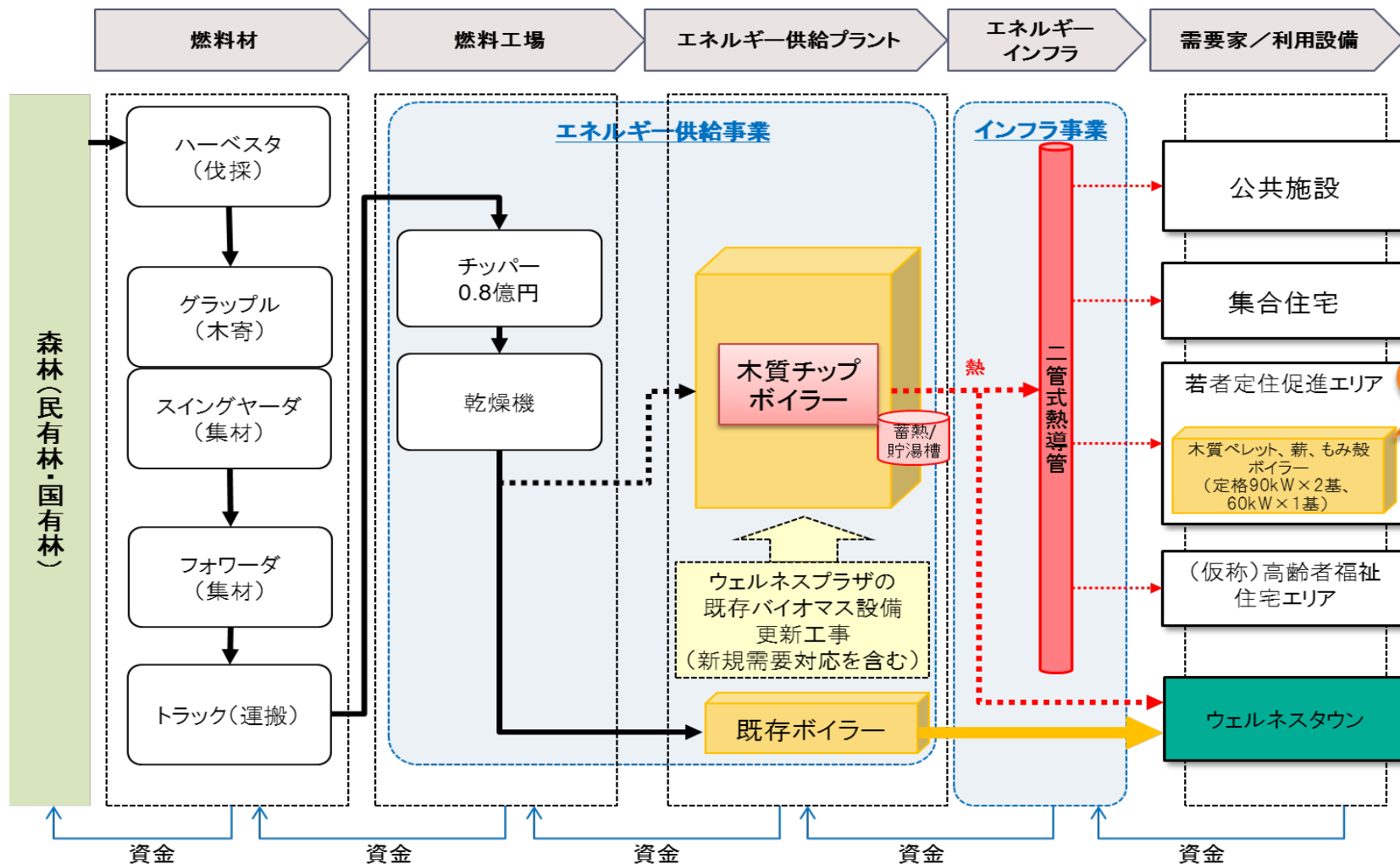
- ガスコジェネによる熱電併給事業及び電力供給事業について計画し、市及び地元企業等が出資し、地域エネルギー会社「ローカルエナジー」を設立(平成27年12月)
- 電力供給事業については、平成28年4月から電力小売を開始し、公共施設で使う電力を供給。その後、一般家庭への電力供給を担う地域PPSに電力を卸売り
- ガスコジェネによる熱電併給事業については、可能性のあるモデルを整理し、熱需要が多いエリアにおける事業実現の可能性を検討し、事業化を計画

ローカルエナジー電力小売卸売事業スキーム(平成28年4月～)



プロジェクト実施エリア 山形県最上町① 平成27年度
 ~若者定住環境モデルタウン 木質バイオマスエネルギー地域熱供給システム~ プラン策定

○ 山林における路網整備や民間事業者による木質チップ製造設備への投資による燃料供給体制を確立するとともに、既存ウェルネスプラザ最上の木質バイオマスボイラの更新と熱導管の整備を進め、ウェルネスプラザを含めた市街地への熱供給事業を一体的に推進



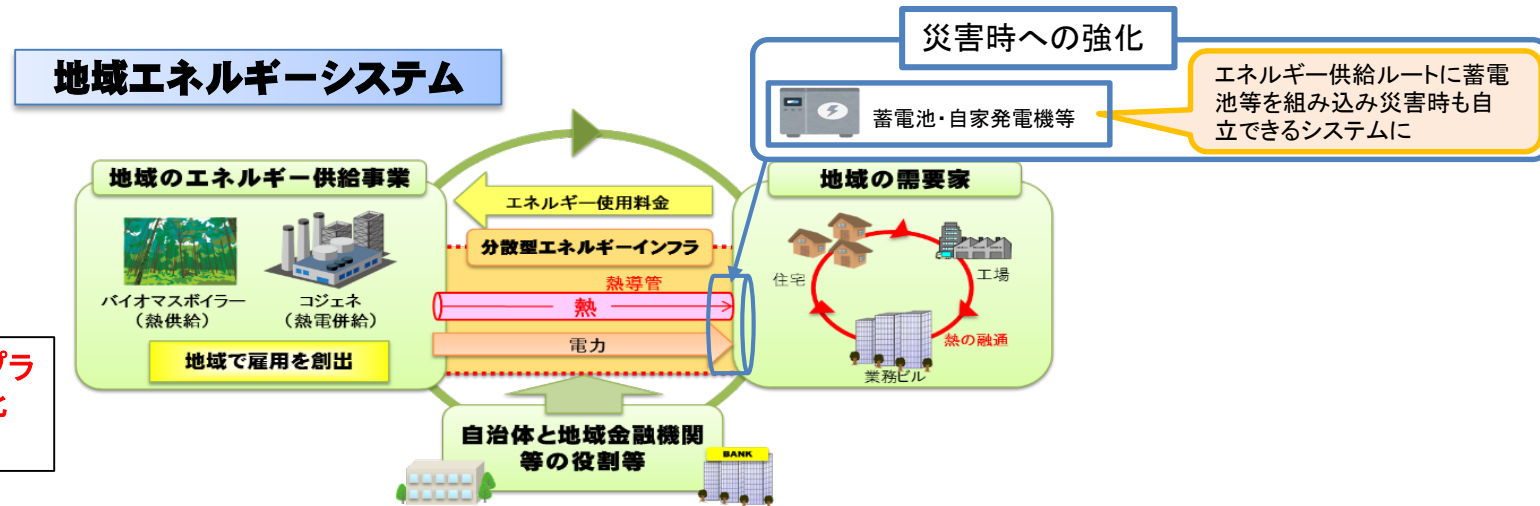
プロジェクト実施エリア 山形県最上町② 平成27年度
プラン策定
 ～若者定住環境モデルタウン 木質バイオマスエネルギー地域熱供給システム～

- 若者定住促進と地方創生の展開。平成27、28年度に整備
- チップ・ペレット・薪の3種類のボイラを並列運転させ23世帯の給湯・暖房の熱供給を行う。(平成29年2月～)
- 環境にやさしい小規模分散型のバイオマスエネルギー供給システムを備えた循環型環境社会の創出



○ 近年の豪雨・台風・地震等の災害を踏まえ、平時は分散型エネルギーを確保しつつ、災害時には避難所等へのエネルギー供給を可能とする地域エネルギーシステムの構築を推進。

○ 地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する分散型エネルギーインフラプロジェクトを展開。



- ・ 平成26～30年度に46のマスタープランが策定され、12のプランが事業化
- ・ 令和元年度は8団体が計画策定中

【事業概要】

○ 策定済マスタープラン(46団体)の総点検

策定済マスタープランについて、①災害時の機能性、②事業化プロセス、③事業化阻害要因及び対応方策の観点から検証し、関係省庁タスクフォースと連携して事業化に向けた助言を行うとともに、検証結果をガイドブック等に集約して横展開。

○ 今後地方公共団体がマスタープランを策定するにあたり、災害時に避難所等へエネルギー供給を可能とする地域エネルギーシステムの視点も含めたモデルの構築

災害時にエネルギー供給を遮断しないための手法について、導入の検討・計画策定に係るプロセスを検証することにより、導入を検討するうえでの留意事項等を取りまとめたハンドブックを作成する。

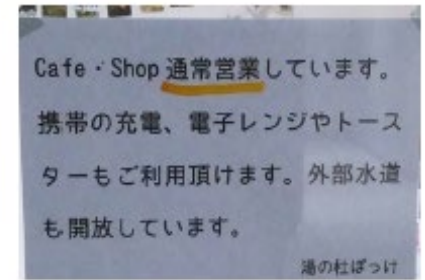
災害時の自立エネルギー供給の例1 北海道豊富町（27年度策定、29年度事業化） 自噴天然ガス等の地域燃料を活用した自立循環型のまちづくり

災害時の対応

- 北海道豊富町では、温泉とともに産出される天然ガス等を活用した自立循環型のまちづくりをめざし、平成27年度にマスタープランを策定し、平成29年度から事業化。
- マスタープランに即して、温泉街の公共施設に停電時にも対応可能な天然ガスコージェネレーションシステムを導入。
- 北海道胆振東部地震（平成30年9月6日）では、域内唯一の緊急避難所として機能。
- 住民等に対して、トイレ・水道・電気・フリーWi-Fiなどを提供するとともに、ネットラジオの館内放送で防災情報も提供。



停電時の状況



停電時における掲示

マスタープランの概要

- 温泉街における公共施設・宿泊施設に対して、天然の自噴ガスや畜産系バイオガスを活用した熱電併給システムを構築。
- 併せて、豊富な自噴ガスをエネルギー源として、畜産加工施設を新たに整備。
- 工業団地内へのガス供給は平成28年7月末より開始。主な供給先は（株）豊富牛乳公社

経済財政運営と改革の基本方針2019
～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～（抄）
（令和元年6月21日閣議決定）

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組

（5）資源・エネルギー、環境対策

①資源・エネルギー

エネルギー制約の克服・2050年に向けたエネルギー転換・脱炭素化に挑戦する。このため、省エネを、規制と支援の両面で、住宅・建築物や自動車をはじめ、あらゆる分野で徹底する。再生可能エネルギーについて、主力電源化を目指し、固定価格買取制度の抜本見直しに向けた検討等を進めるとともに、電力ネットワークの強靱化や、必要な供給力・調整力の整備を含めた電力投資の確保に向けた仕組みの整備に取り組む。新たなエネルギーシステムを構築するため、電力・ガス市場の競争活性化や、自由化の下での環境適合や安定供給等への対応、水素社会の実現に向けた取組の抜本的強化、次世代調整力の活用、分散型エネルギーシステム構築などのエネルギーの真の地産地消の推進、カーボンリサイクルの推進等に取り組む。

分散型エネルギーに関する高市総務大臣の主なご発言等

○ 国立大学法人東京工業大学先進エネルギー国際研究センター 10周年記念シンポジウム(令和元年11月7日)の開催に際して(メッセージ)

(前略)

総務省では、柏木先生のご指導により、「分散型エネルギーインフラプロジェクト(マスタープラン)策定事業」を展開し、地域エネルギーによる地域活性化を推進しており、全国各地で地域資源を活用した地域エネルギーシステムの事業化が着実に進んでいます。

今年に入り、台風等の自然災害による甚大な被害が生じている中で、地域防災機能を高めていく観点からも、分散型エネルギーを地域の新たなインフラとして整備していくことが必要であると痛感しており、しっかりと取り組みを進めてまいります。

(後略)

○ 令和2年第1回経済財政諮問会議(令和2年1月17日) 議事要旨(『質の高い経済成長』関係ご発言抜粋 速報未定稿)

5Gの速やかな全国整備とそのセキュリティ対策を着実に進めるほか、さらにその先の「Beyond 5G」の時代を見据えた、新たな技術開発などに戦略的に取り組んでまいります。

AI原則の国際的な普及や、「信頼性ある自由なデータ流通」の国際的な推進に取り組むとともに、所掌分野の海外展開を更に推進するため、春までに新たな行動計画を策定する。

「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を拡充し、地域経済循環の拡大とともに、災害時の自立エネルギー供給を可能とするシステムの構築を推進してまいります。

- 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

ふるさとワーキングホリデー

地方公共団体

- ✓ 地域の魅力を知ってほしい
- ✓ 交流人口を増やし消費を拡大したい
- ✓ 少しでも多く定住してほしい

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



これまでの実績(H31.3時点)

ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、**約2,600人**が地域での暮らしを体験。

実際に行ってみると思っていた以上に新しい人々との出会いや刺激に溢れていました。時間が許すなら理由がなくても、ぜひ参加すべきと思います。(大学4年生)

「ごっこ汁」の味や雪国での生活の知恵、価値観の違いによる町おこしの難しさなど、様々な人々との交流から多くのことを学びました。(大学1年生)

趣の管理のために蔵の中に泊まることなどは、実際に酒造で働かなければ体験できないものでとても良い経験となりました。(大学2年生)

参加者

- ✓ 旅行では味わえない体験がしたい
- ✓ 地域との交流を深めたい
- ✓ 第二のふるさとが欲しい

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

広報支援

- ・専用のポータルサイトの運用
- ・SNS(Twitter、facebook)の運用
- ・インターネット広告の実施
- ・説明会の開催 等



ふるさとワーキングホリデーの実績等

就労内容(例)

- ・ 農業(特産品等)
- ・ 旅館・ホテル
- ・ 酒造業
- ・ 製造業(窯業、神社・仏閣用授与品等)
- ・ 観光業(スキー場、伝統工芸販売等) 等



地域との関わり(例)

- ・ 先輩移住者や地域住民との意見交換会
- ・ 地域の歴史、文化、産業等を学ぶツアー
- ・ 地域イベントの運営体験
- ・ 地元大学生が運営するゲストハウスへの宿泊 等



受入実績

約2,600人が参加(H29.1~H31.3)

【実施自治体】

OH28年度(8団体)

北海道、福島県、兵庫県、奈良県、山口県、愛媛県、佐賀県、熊本県

OH29年度実施団体(16団体)

北海道、福島県、石川県、福井県、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県

OH30年度実施団体(20団体)

北海道、福島県、石川県、岐阜県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、沖縄県、上越市・阿賀町(新潟)、氷見市(富山)、池田町(福井)、長野市・白馬村(長野)、海士町(島根)

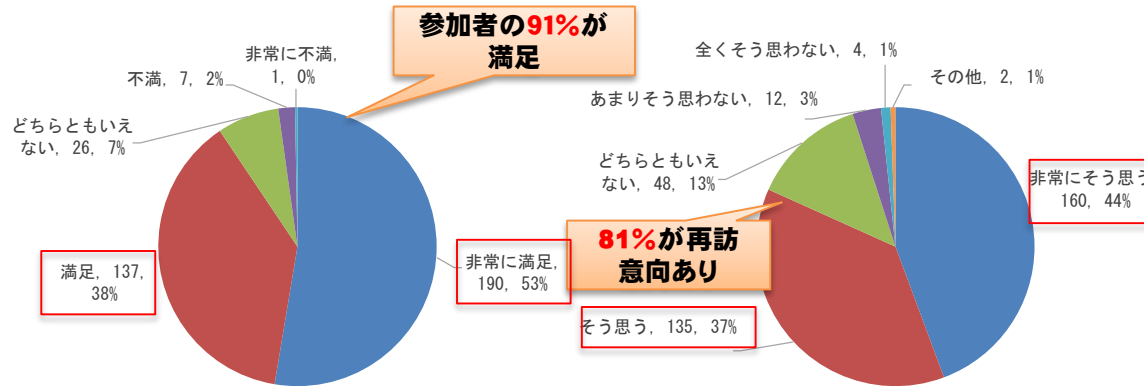
OR1年度実施団体(36団体)

北海道、岩手県、福島県、石川県、岐阜県、京都府、鳥取県、徳島県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、大館市(秋田)、利島村(東京)、上越市・阿賀町、栗島浦村(新潟)、氷見市・魚津市(富山)、池田町(福井)、長野市・伊那市(長野)、神河町(兵庫)、川上村(奈良)、海士町(島根)、宇部市・萩市・岩国市・長門市(山口)、松野町(愛媛)、宿毛市・香南市・香美市・東洋町・馬路村・中土佐町(高知)

アンケート結果、参加者及び受入企業等の声

「ふるさとワーキングホリデー」の満足度

参加した地域への今後の継続的な訪問意向



実際に行ってみると思っていた以上に新しい人々との出会いや刺激に溢れていました。時間が許すなら理由がなくとも、ぜひ参加すべきと思います。



「ごっこ汁」の味や雪国での生活の知恵、価値観の違いによる町おこしの難しさなど、様々な人々との交流から多くのことを学びました。



従業員の仕事へのモチベーションのアップ。自社への誇りの形成などに効果があり、会社へのロイヤリティの向上が確認できました。また、社内のマンネリ化を防ぐことができ、フレッシュな気持ちで業務を遂行する姿が目立ちました。



ふるさとワーキングホリデー活用事例（令和元年度）

岩手県

就労内容

製造業
内容：ビール醸造所でギフト発送サポート、地元に着着したイベントの運営サポート、準備など

地域との関わり

- 【期間中の参加者合同】
- ・「盛岡さんさ踊り」に飛び入り参加
 - ・盛岡・県南・沿岸それぞれで地域の人や食、文化と触れ合えるツアーを実施。（7月～9月 計4回）
- 【個別対応】
- ・地域プランニングに関わる方々との交流会
 - ・地域住民主催のイベントへの参加（朝読書会、畜産体験、ラフティング・溪流釣り体験 等）

人数・期間（実績）

19人（R1.7月～9月）

その他（特記事項）

- ・参加者のうち1名は10月に岩手への移住が決定。
- ・学生の参加者には、首都圏で行うU・Iターン関連イベントの案内も実施し、うち2名は参加した。
- ・1名はワーホリ終了2ヶ月後にプライベートで岩手に訪問し、継続した交流が続いている。

写真（体験イメージ）



石川県

就労内容

- ・業種：農業（栗）
- ・内容：栗の収穫、選果、皮むき、焼き栗の仕込み、販売、ペースト製造

地域との関わり

- ・地域の祭りなどの行事への参加、意見交換
- ・受入農家での宿泊体験
- ・スタッフとともに観光地や飲食店などを回り、地域についての話を聞く

人数・期間（実績）

16人（H31.4～R1.11）

その他（特記事項）

- ・大きな実と濃厚な甘さが特徴の能登栗を、丹精込めて栽培している夫婦経営の栗園（夫婦ともに県外からの移住者）
- ・テレビや新聞など、メディアでも多数紹介されたことのある栗園で、夏は栗の栽培、秋は収穫と、糖度20以上の絶品焼き栗の加工販売を体験できる

写真（体験イメージ）



山口県 （萩市）

就労内容

製造業
内容：業務用ポン酢国内シェア1位の企業でポン酢やビールの製造体験

地域との関わり

- ・地元住民との交流会に参加
- ・地域イベントのお手伝い
- ・萩焼作り体験

人数・期間（実績）

3人
（R1.7.2～7.22、R1.8.22～9.5、R1.9.4～9.18）

その他（特記事項）

- ・参加者のうち1名は、山口県への移住された。
- ・参加者は、萩市の魅力をPRしてくれ、その後に開催した女子旅への応募に繋がった。

写真（体験イメージ）



鹿児島県

就労内容

かんぱち・ヒラマサ養殖，加工，委託販売
内容：地元の海山の幸が集まる物産館での接客，販売。

地域との関わり

- ・役場職員や地域おこし協力隊，移住者などの地域住民との交流会への参加。
- ・町のイベントへの参加
- ・町青年団主催のイベントへの参加
- ・まちづくりを行っている方々との交流や施設の見学。

人数・期間（実績）

2人
（R1年8月19日～9月14日）

その他（特記事項）

- ・参加者のうち一人は、県が主催する参加者募集説明会にゲストとして参加し鹿児島県の魅力をプレゼンした。
- ・また、再度、同事業所でのふるさとワーキングホリデーへ参加する予定。ワーキングホリデーで得た資金で、受入企業が販売している品物を購入して家族に郵送したり、町が行っているクラウドファンディングに寄付するなど、地域へ貢献したいという想いが深まり、大学を休学して地域おこし協力隊になることを検討している。

写真（体験イメージ）



- 就職氷河期世代の社会人の将来的な移住や地方での雇用機会の創出を推進するため、「ふるさとワーキングホリデー」への社会人参加を促進する取組を実施。

【背景】

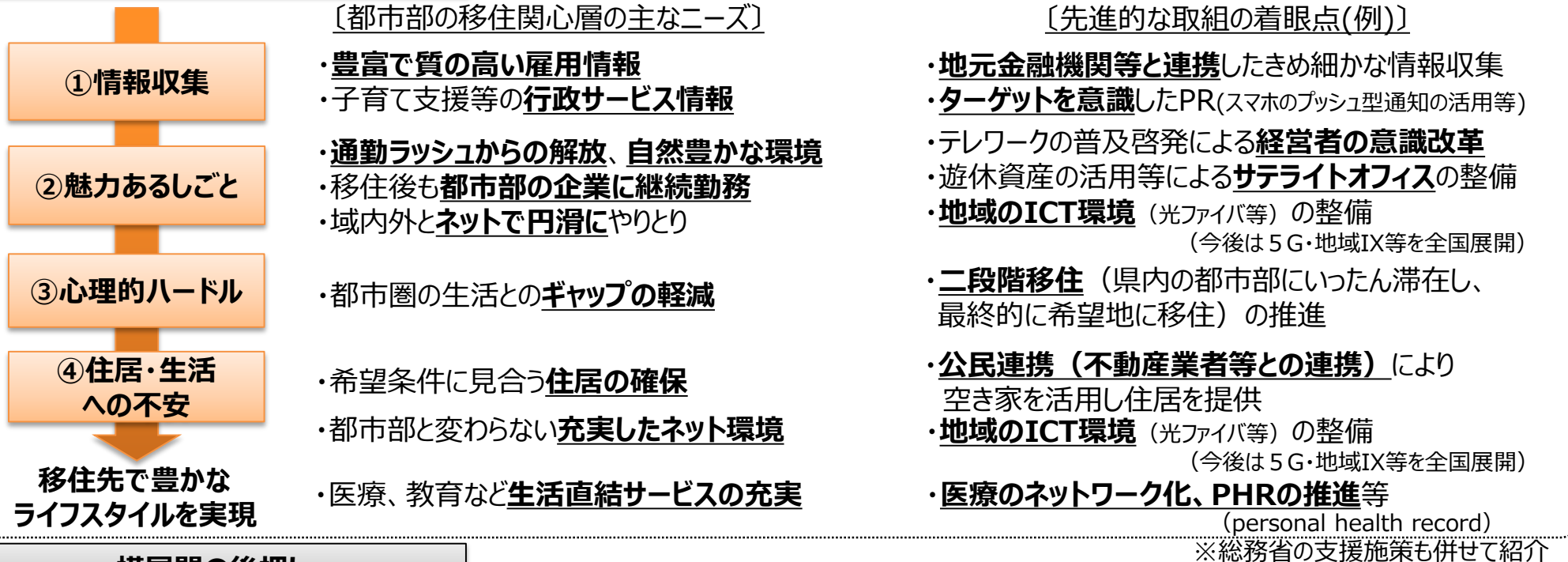
- ・ 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感する「ふるさとワーキングホリデー」は、主に大学生層をターゲットに取組を推進してきたが、就職氷河期世代といわれる30代・40代の参加者も一定の割合を占めている(8.5%)
 - ・ また、30代・40代の参加者の中には、特定の地域への移住や地域の特色ある仕事への転職を念頭に置いてふるさとワーキングホリデーに参加し、その後実際に移住・就職を果たした例がある。
※ 30代・40代参加者の定住率6.0%(全体1.5%)
- ⇒ このため、この世代をターゲットとする広報活動を重点的に実施し、参加を拡大することにより、就職氷河期世代の移住関心層の地方への移住・就職の機会を創出

【事業概要】

- ・ 30代・40代の参加者に効果的に訴求するPR動画・Webページ等の作成
 - ・ ふるさとワーホリ参加を契機に移住・転職等した過去の参加者の追跡調査
 - ・ 転職フェア等就職氷河期世代が多く参加するイベントへの出展
- 等

- 若者の意識の変化を捉え、地方ならではの豊かなライフスタイルを都市部の移住関心層に提示することで地方への新しい人の流れを創出するため、移住に至るまでのフェーズごとに成果を上げている取組について、着眼点を明示した効果的な広報を通じて地方公共団体と認識を共有することにより、横展開を推進

先進的取組の「着眼点」の明示



横展開の後押し

- 総務大臣メール(首長向け)等による地方との認識の共有
- ・豊かなライフスタイルの実現例や先進的な取組を広報
 - ・移住関心層向けイベントや各地のセミナー等でも併せて周知



- 首長・議員等向けに着眼点を明示した動画も活用した広報
- 首長・議員等の「気づき」と既存施策の創意工夫を促す
 - 先進的取組を展開する人材等をアドバイザーとして派遣

地域の基幹産業を中心とした 地域経済活性化に向けた効果的広報

R2予算案 0.2億円

- 革新的技術を活用して企業の生産性向上を図るとともに、地域の経済循環を拡大するため、革新的技術の実装例や地域の強みを活かした地域経済循環に資する先進的な取組について、着眼点を明示した効果的な広報を通じて地方公共団体と認識を共有することにより、横展開を推進

先進的取組の「着眼点」の明示

地域の基幹産業

① 革新的技術の実装

〔中小企業（全国各地の縫製工場）のネットワーク化〕（例）

衣服の販売店・ブランド等が工場を探す際に、縫製工場のリソースと運用管理能力をデータベース化しマッチング

☞ 効果

発注から生産、納品までのリードタイムが**約35%短縮**
マッチングによる市場流通総額が**約30倍**

☞ 取組のポイント

伝統技術にテクノロジーを導入する際に生じる軋轢を、「品質」に重点を置き「熱意」で克服、発信の機会がなかった技術を全国・世界へ売り込んでいく力をテクノロジーで増幅

※地域IoT実装推進事業で横展開を支援

② 地域経済循環に資する事業の実施

〔地場産業（水産業・観光業）を活かした観光拠点整備〕（例）

港の歴史的な古倉庫を活用し、地元の食文化を体験できる新たな観光拠点（飲食・物販施設）を整備

☞ 効果

直接効果：**1,000万円以上**の地元食材調達
17名の地元新規雇用

波及効果：関連産業の活性化

☞ 取組のポイント

地域の資源（水産資源・歴史的建造物）と資金（地域金融機関の融資）を活用した地場産業の底上げで関連産業も活性化

※ローカル10,000プロジェクトで支援

横展開の後押し

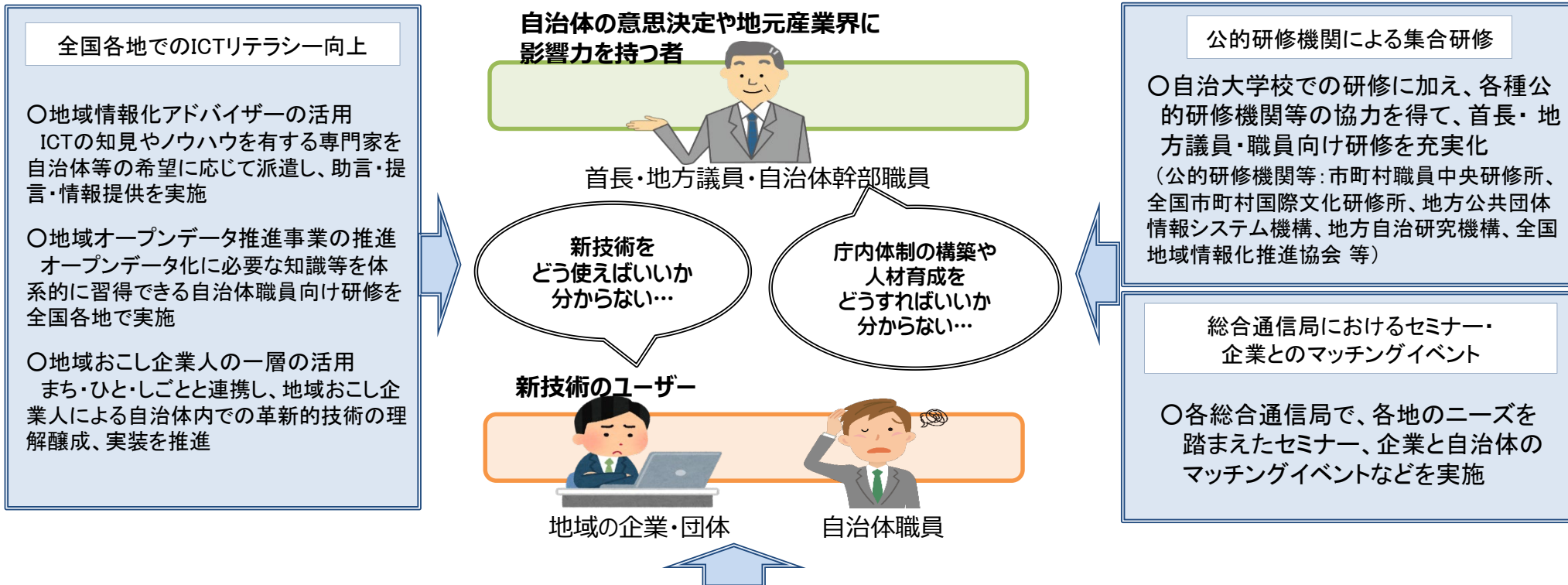
○ 総務大臣メール（首長向け）等による地方との認識の共有

- ・先進的な取組を広報
- ・地域金融機関主催のセミナーや経済団体の会合等で周知



- 首長・議員等向けに**着眼点を明示した動画**も活用した広報
→ 首長・議員等の「**気づき**」と既存施策の**創意工夫**を促す
→ 先進的取組を展開する人材等をアドバイザーとして派遣
※ 大企業の技術人材を地域の基幹産業へ還流させる取組も推進

- 自治体における革新的技術の導入による地域課題の解決に向け、首長や地方議員等のICTリテラシーの向上を図るため、各行政分野における革新的技術の活用手法、先進自治体の推進体制等について、首長・地方議員等向けの研修等を強化



○「Society5.0時代の地方」行政分野別活用事例集

- ・首長、地方議員などが、地域に導入可能な技術や取組などを検討できるようにするための活用事例集。様々な研修の場で活用。
- ・自治体の事務を中心に分野別（教育、防災等）の技術の活用事例を、その技術の発展段階（実証、市販化、普及の別）等とあわせて紹介。
- ・自治体における推進体制の整備に関する先進的な取組も紹介。

令和2年度 Society5.0時代の地方 研修計画 その1

研修機関	研修の名称	対象	実施時期	
自治大学校	「ICT人材育成特別研修」	主として都道府県・市町村の企画財政業務担当の職員、地方公共団体を構成団体とする一部事務組合等の公会計担当の職員	調整中	
市町村アカデミー (JAMP)	「市町村長特別セミナー」 「管理職特別セミナー」	市町村長(副市町村長を含む。)管理職職員(部課長級)	4/16(木) ～17(金)	
	「市町村議会議員特別セミナー」	市町村議会議員	調整中	
	「ICTによる情報政策」 (J-LISと共催)	市区町村職員 中堅職員以上 (情報政策に関する事務を担当する職員)	8/17(月) ～21(金)	
	個別分野に係る研修			
	「公共交通とまちづくり」	中堅職員以上の市区町村職員	10/12(月) ～16(金)	
	「政策企画」		2/2(火) ～10(水)	
「観光戦略の実践」	2/15(月)～ 19(金)			

令和2年度 Society5.0時代の地方 研修計画 その2

研修機関	研修の名称	対象	実施時期
全国市町村 国際文化研究所 (JIAM)	「市町村長特別セミナー 「地域経営塾」	市区町村長・副市区町村長、 部長級職員	10/29(木) ～30(金)
	「市町村議会議員特別セミナー」	市区町村議会議員	11/19(木) ～20(金)
	「Society5.0時代への対応 ～スマートシティの実現に向けて ～」	市区町村職員 (IoT、AI等の先進的技術の活用を 検討している部局の職員)	7/20(月) ～22(水)
	個別分野に係る研修		
	「これからの自治体業務改革 ～制度の動向と先進事例～」	市区町村職員 (業務改革の推進に携わる職員)	9/14(月) ～16(水)
	「これからの農業を考える」	市区町村職員 (農業振興に関わる職員) ※市区町村議会議員及び行政と協働実績 のあるNPO職員も受講可	11/25(水) ～27(金)
	「地域公共交通の維持と確保 に向けて」	市区町村職員 (交通政策に関わる職員) ※市区町村議会議員も受講可	2/8(月) ～10(水)

令和2年度 Society5.0時代の地方 研修計画 その3

研修機関	研修の名称	対象	実施時期
地方公共団体 情報システム機構 (J-LIS)	「リモートラーニングによる 情報セキュリティ研修」	地方公共団体職員	調整中
	「AI・RPA導入セミナー」	情報施策部門の職員、 業務改革に携わる職員	
	「ICTによる情報政策」(JAMPと共催)	情報施策に関する事務を 担当する職員	
地方自治研究機構 (RILG)	「「Society5.0時代の地方」セミナー」	情報政策担当以外の 各行政部門の職員	10/23(金)【東京】 10/30(金)【札幌】 11/6(金)【京都】 11/13(金)【福岡】

※いずれも詳細を検討中であり、記載内容について変更する可能性があります。

※正式なご案内につきましては、決定次第各研修機関や総務省からご連絡させて頂く予定です。

歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進について

目指す効果

- ✓ 地域に眠っている資産である古民家等の歴史的建築物を宿泊施設、レストランなど地域再生の核となる観光資源として活用する取組による、**内外からの旅行者の増加、交流人口の拡大**
- ✓ **地域の雇用の創出、UIターンの若者の増加、出生率の向上、定住人口の増加、耕作放棄地の解消** 等

これまでの検討の概要

○政府は、平成28年9月に「**歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース**」（議長：内閣官房長官）を立ち上げ、各地域で古民家等を観光資源とし、再生、活用する民間有識者の方々からヒアリングを行い、それらを踏まえ、平成28年12月に同会議において、**課題と対応策、さらに今後の検討の方向性**について、平成29年5月にとりまとめ。

中間とりまとめで示された課題

- 人材：意欲・ノウハウのある人材を必要とする地域につなげるネットワークやワンストップの相談体制が必要
- **自治体との連携・情報発信：地域の取組を成功させるには、地方自治体が民間に協力する体制が重要**
- 金融・公的支援：事業立上げの資金確保が困難。公的支援とともに地域金融機関、公的金融機関等の投融資機能の最大化が必要
- 規制・制度改革：古民家等の活用の促進に資する、建築基準法、旅館業法、消防法等の運用の統一化、基準の見直し等が必要

中間とりまとめで示された対応策

○平成29年1月、政府に、**意欲ある地域を官民一体でワンセットで支援する体制を整備。地域からの具体的なご相談に令和元年12月時点で130件以上オーダーメイドで対応**

2020年までに全国200地域での取組を目指す！

庁舎等の公共建築物におけるCLTの活用

○木材の新たな需要や新しい産業分野の創出の観点から、非住宅や中高層建築物などの分野におけるCLT(Cross Laminated Timber: 直交集成板)の活用が期待

○地域経済の活性化に向けてCLTの活用を軌道に乗せていくためには、まずは国・地方を通じた公共建築物への導入促進が重要

CLTの積極的な活用をお願いします！

- ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)において、地方公共団体は、木材の利用促進に関する施策を策定、実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとされています(同法第4条)。
- ・平成28年7月29日付け総務省地域力創造審議官通知により、CLTの積極的な活用についてご検討いただくよう要請。平成30年1月29日付け総務省地域力創造グループ地域政策課長通知により、改めて要請。

ご相談はCLT活用促進に関する政府一元窓口へ！

- ・CLTの幅広く積極的な活用に向け、政府を挙げて取り組むこととしています。
- ・その一環として、CLTの活用に関する事業者や地方公共団体等からの問合せにお答えするために、内閣官房に政府の「一元窓口」を設けています。

➡ CLT活用促進のための政府一元窓口 電話:03-3581-7027 担当:内閣官房 脇山、藤本

再犯防止対策の推進

- 地方公共団体は、「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)」に基づき、再犯防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるなどとされている。
- 国においては、同法に基づき、「再犯防止推進計画」が平成29年12月15日に閣議決定されている。

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)の概要

<目的> (第1条関係)

- ・ 再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する

<基本理念> (第3条関係)

- ・ 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- ・ 犯罪をした者等が、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- ・ 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- ・ 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

<地方公共団体の責務> (第4条関係)

- ・ **地方公共団体は**、基本理念にのっとり、その**地域の状況に応じた施策を策定・実施**

<連携、情報の提供等> (第5条関係)

- ・ 国及び地方公共団体の相互の連携
- ・ 国及び地方公共団体と民間団体等との緊密な連携協力の確保 等

<地方再犯防止推進計画> (第8条関係)

- ・ **都道府県及び市町村は**、再犯防止推進計画を勘案して、**地方再犯防止推進計画を定めるよう努める**

<基本的施策> (第24条関係)

- ・ 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、基本的施策を講ずるよう努める

再犯防止推進法制定前から協力依頼している事項

- 平成27年11月25日付けで、各都道府県知事、各市区町村長に対して、総務省地域力創造審議官、法務省保護局長の連名通知により、更生保護サポートセンターの設置場所の確保等について協力依頼


 **引き続き、積極的な取り組みをお願いします！**

地方再犯防止推進計画の策定等について

- 再犯防止推進法に基づき、「再犯防止推進計画」を、平成29年12月15日に閣議決定

<ポイント：地方公共団体との連携の強化>

- ・ 再犯防止を担当する部署の明確化
- ・ 再犯防止のための地域ネットワークにおける地方公共団体の取組を支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

 **地方再犯防止推進計画を策定するなど、地方公共団体の取り組みが期待されていますので、ご協力をお願いします！**

<参考>

- ・ 17の都道府県、5の市区町村が計画を策定 (R1. 10. 1)
- ・ 現在、多くの地方公共団体が策定に向けて検討
- ・ 地方公共団体の取組を支援するモデル事業の実施 等

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進

- 都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)」に基づき、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「都道府県計画」を策定するよう努めるなどとされている。
- 国においては、同法に基づき、「基本計画」が平成29年6月9日に閣議決定されている。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成28年12月16日法律第111号)の概要

<目的> (第1条関係)

- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

<基本理念> (第3条関係)

- ・ 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- ・ 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<都道府県の責務> (第5条関係)

- ・ **都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定、実施**

<都道府県計画> (第9条関係)

- ・ **都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める**

<基本的施策> (第10条から第14条まで関係)

- ・ 建設工事の請負契約における経費(労災保険料を含む)の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- ・ 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進等

都道府県計画の策定等について

- 同法に基づく「基本計画」について、平成29年6月9日に閣議決定
- 同日付けで、各都道府県知事に対し、総務省地域力創造審議官、厚生労働省労働基準局長、国土交通省土地・建設産業局長名の連名で文書を発出し、都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組を依頼
- 都道府県計画の策定を促進し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、全国8ブロックで「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議」を設置
 - ・ 政府から都道府県に対し基本計画に関する情報提供・助言
 - ・ 国の取組や先行する都道府県の事例の共有
 - ・ 新たに出てきた課題等の共有 等
- 都道府県計画の策定の留意事項
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、都道府県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 平成30年1月25日付け事務連絡により、都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について、積極的な取組を要請

都道府県計画を策定するなど、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組をお願いします！

アスベスト対策の推進

- 石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)により、事業者は、その労働者を就業させる建築物等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととされている。
- 平成28年5月に、石綿障害予防規則の遵守の徹底等、及びアスベスト含有保温材等の使用状況の調査の実施を要請。
- フォローアップ調査結果によれば、**吹き付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設**があるほか、**石綿含有保温材等の調査未実施施設が相当数あった**(平成29年12月公表)。
- 平成29年12月28日付けで各都道府県総務担当部長、各指定都市総務担当局長に対し、総務省地域力創造グループ地域政策課長より文書を出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- 平成30年1月16日付けで各都道府県総務部(局)長、各都道府県人事委員会事務局長、各指定都市総務局長、各指定都市人事委員会事務局長に対し、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長より文書を出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- 平成30年4月に行ったフォローアップ調査の結果によれば、依然として、**吹付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設及び石綿含有保温材等の調査未実施施設があった**(平成30年11月通知)。そのため、平成30年11月2日付けで、各都道府県総務部(局)長、各指定都市総務局長に対し、総務省自治行政局地域政策課長、同局公務員部安全厚生推進室長より文書を出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。
- これまで複数回要請を行ってきたが、平成31年4月に行ったフォローアップ調査の結果によれば、依然として、**吹付け石綿等を使用した施設で、ばく露のおそれがあるが対策の実施が未了の施設及び石綿含有保温材等の調査未実施施設があった**(令和2年1月通知)。令和2年1月20日付けで、各都道府県総務部(局)長、各指定都市総務局長に対し、総務省自治行政局地域政策課長、同局公務員部安全厚生推進室長より文書を出し、改めて石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請。

<フォローアップ調査の結果>

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール(レベル1)

アスベスト含有保温材、耐火被覆材等(レベル2)

都道府県名	対策の実施が未了の施設数			都道府県名	調査未実施の施設数			都道府県名	対策の実施が未了の施設数			都道府県名	調査未実施の施設数						
	全体	うち都道府県	うち指定都市		うち市町村	全体	うち都道府県		うち指定都市	うち市町村	全体		うち都道府県	うち指定都市	うち市町村	全体	うち都道府県	うち指定都市	うち市町村
京都府	303	0	0	303	徳島県	539	1	—	538	兵庫県	596	0	593	3	広島県	3522	493	765	2264
茨城県	11	0	—	11	神奈川県	519	481	2	36	山梨県	21	18	0	3	岡山県	2620	4	0	2616
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

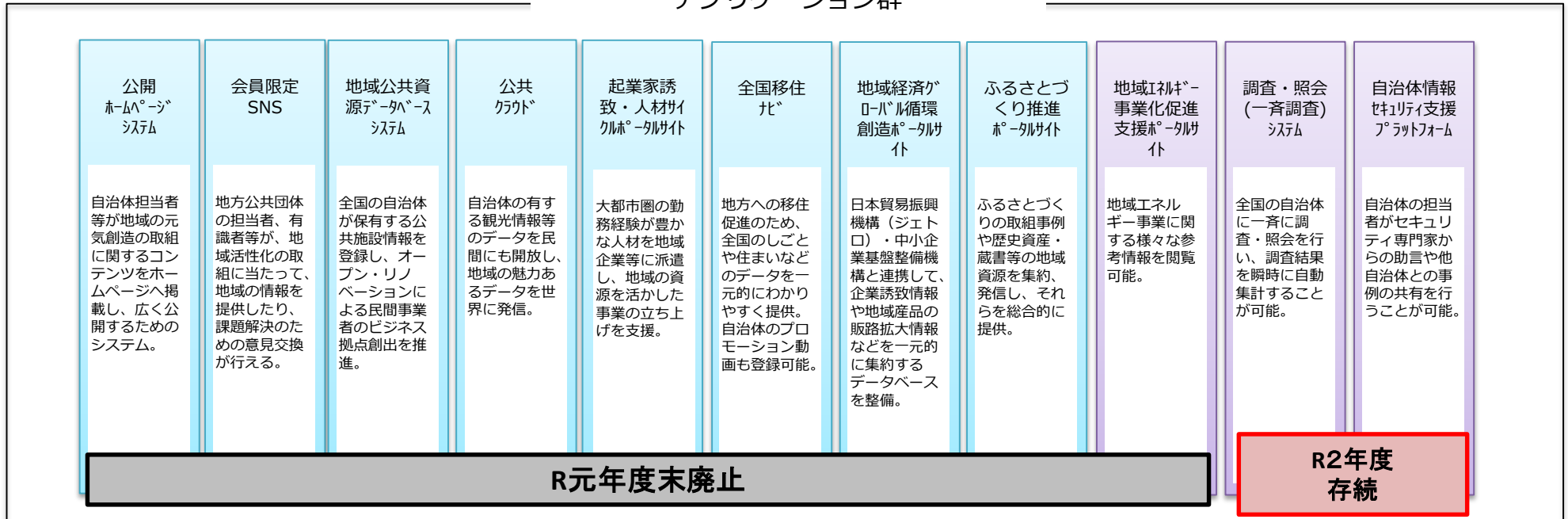
**除去、封じ込め、囲い込み等の必要な措置を講ずるなど、
改めて、石綿障害予防規則の遵守の徹底等をお願いします！**

※令和2年4月を目途に、次回のフォローアップ調査を実施予定

地域の元気創造プラットフォームの運用見直し

- 地域の元気創造、地域活性化に役立つ各種アプリケーションを運用するためのプラットフォーム。
- 下記のアプリケーションにより構成。総務省と全国の自治体の共同データベースとして、即時の情報収集、情報交換が可能。
- R2年度以降は、「調査・照会(一斉調査)システム」「自治体情報セキュリティ支援プラットフォーム」については存続、それ以外のアプリケーションについては、R2年3月31日をもって廃止することとしている。
- ※自治体情報セキュリティ支援プラットフォームについては、R3年度以降はNISCのシステムに移行も含めて検討中

アプリケーション群



地域の元気創造プラットフォーム

凡例



: 住民・企業へ公開



: 国・自治体のみで利用